

報告Ⅲ 市債権の放棄について（交通局関係分）

市債権の放棄について（交通局関係分）

神戸市債権の管理に関する条例第 1 6 条に基づき債権放棄を行った債権は下記一覧のとおりです。

〔令和 7 年 4 月 ～ 令和 8 年 3 月 実施分〕

	会計区分 〔一般・特別・企業〕	債権の名称	法的 区分	左の 件数 (件)	金 額 (円)	放棄事由 〔条例第16条該当 号〕	所管課 (連絡先)
1	企業	有効期間満了後の定期券使用に伴う相当料金	私債権	2	18,130	1号	営業課
2	企業	グッズ販売代金	私債権	1	6,000	1号	営業課
合 計				3	24,130		

〔参考〕 神戸市債権の管理に関する条例（抜粋）
（放棄）

第16条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 当該その他の債権（時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。）につき消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき。